

教えて

「共謀罪」パート2 ③

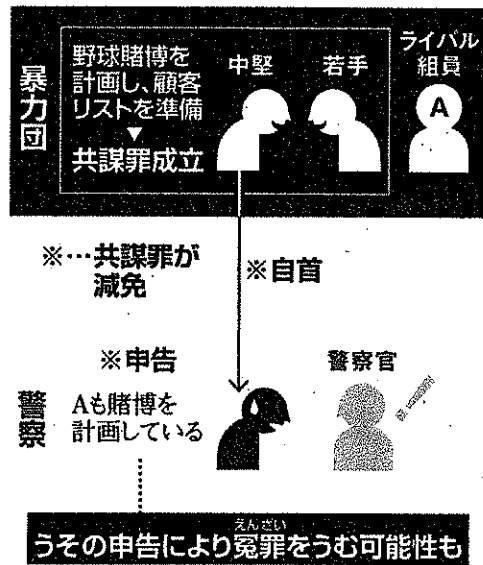
自首したら刑減免 悪用されないの？

暴力団の中堅組員(36)は上層部の指示で配下の若手組員(22)と野球賭博を計画し、顧客のリストをつくった。だが、実行前にライバルの組員(28)が幹部に引き立てられたことに腹をたて、組をぬけることを決意し警察に自首。実際には野球賭博とは関係のないライバルの組員と「共謀」してリストをつくった、とうその申告をした。

客に野球賭博をさせて金組員が若手組員と賭博を計もつけをするのは、組織画的犯罪処罰法違反(組織的な賭博場開帳図利)にあたる。未遂罪はなく、現在の法律なら実行前に罪に問われることはない。

だが、政府が近く閣議決定する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ法案によれば、暴力団という「組織的犯罪集団」の構成者である中堅

「密告」したら刑減免



また、この法案には「実行前に自首した者はその刑を減軽し、または免除する」という「自首減免規定」が盛り込まれている。この事例のように中堅組員が自首した場合、自らは刑が軽くなるか免除される。ただ、この自首減免規定は悪用することも可能だ。他の人物を陥れるために、虚偽の申告をすることも起きうる。虚偽の申告が発覚すれば、中堅組員は「虚偽

告訴罪」に問われるが、捜査機関が見落とせば冤罪をうむ可能性がある。日本弁護士連合会の共謀罪法案対策本部副本部長の海渡雄一弁護士は、こんな例をあげて警鐘を鳴らす。

警察が「組織的犯罪集団」とみなしたグループに「スパイ」を送り込み、犯罪計画を持ちかけ、準備行為をさせる。スパイはその後、警察に自首し、計画に反対しなかったメンバーを密告。メンバーが罪に問われてしまった。

海渡弁護士は自首減免規の321件あるのに対して、「密告社会」にならざることを指摘する。ただ、捜査機関からみれば、この規定は実行前の犯罪の端緒をつかむ有力な手段になる。「実際に犯罪が起きた後に共謀を立証することは可能だが、事件が起きる前に共謀があったことを示すのは難しい」とある検察幹部は語る。検察庁の統計によると、2015年に殺人未遂を含む殺人罪で起訴した

の321件あるのに対して、殺すためのナイフを用意したなどの殺人予備罪での起訴は2件にとどまる。自首以外に捜査当局が事件の端緒をつかむ方法としては、通信傍受(盗聴)がある。今回の法案に関する国会審議で、金田勝年法相は「通信傍受を捜査で用いることは考えていない」と答える一方、「いろいろな観点から検討すべき課題だ」とも述べた。(小林孝也)